

石綿セメント管の撤去作業等に関する施工要領

平成27年4月

加古川市上下水道局

1. 適用範囲

この要領は、加古川市上下水道局（以下「発注者」という。）が発注する石綿管布設替工事等において、受注者が石綿セメント管の撤去作業等（以下「作業」という。）を行う場合に適用し、石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）に基づく作業方法を定めるものである。

2. 事前調査

受注者は、石綿セメント管の使用状況について設計図書及び現地調査等により発注者に確認するとともに、その結果を記録しておかなければならない。
（石綿則 第3条, 第8条 関係）

3. 作業計画

受注者は、作業を行うときは次の事項が示された「作業計画書」を作成し、発注者の承諾を得て作業を行わなければならない。

- ① 作業の方法及び順序
- ② 石綿粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
- ③ 労働者への石綿粉じんのばく露（石綿粉じんさらされること）を防止する方法

（石綿則 第4条 関係）

4. 特別教育

受注者は、作業に従事する労働者に次の科目について教育を行わなければならない。

- ① 石綿等の有害性
- ② 石綿等の使用状況
- ③ 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置
- ④ 保護具の使用法
- ⑤ その他石綿等のばく露の防止に関し必要な事項

（労働安全衛生規則 第36条、石綿則 第27条 関係）

5. 作業主任者

受注者は、特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者のうちから石綿作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければならない。

- ① 作業に従事する労働者が石綿粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように作業の方法を決定し労働者を指揮すること。
- ② 保護具の使用状況を監視すること。

（石綿則 第19条, 第20条 関係）

6. 保護具等

(1) 作業を行うときは、労働者に呼吸用保護具（防じんマスク）、作業衣又は保護衣を着用させなければならない。

(2) 保護具等は、他の衣服から隔離して保管し、廃棄のために容器等に梱包したとき以外は、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。

（石綿則 第14条，第44条から第46条 関係）

7. 作業方法

作業を行うときは、原則として石綿セメント管の切断等は避け、継手部で取り外すことを基本とする。やむを得ず、石綿セメント管の切断等を行う場合は、管に水をかけるなど湿潤状態にして石綿粉じんの発散を防止しなければならない。また、作業において発散した石綿等の切りくず等をいれるためのふたのある容器を備えなければならない。

（石綿則 第13条 関係）

8. 立入禁止等

作業を行うときは、当該作業場を関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければならない。

（石綿則 第15条 関係）

9. 注文者の配慮

受注者は、作業を請け負った事業者（下請負人等）が契約条件等により必要な措置を講ずることができなくなることはないよう、作業の方法、費用又は工期等について法令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならない。

（石綿則 第9条 関係）

10. 撤去管の処理

撤去作業により発生した石綿セメント管（以下「廃石綿セメント管」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条第4項に規定する「産業廃棄物」に該当するので、廃棄する場合は産業廃棄物の処理基準に基づいて処理を行わなければならない。

特に、廃石綿セメント管の保管、収集運搬等において、石綿粉じんが発散するおそれがある場合は、次のような措置を講じることにより、石綿粉じんの発散防止を行わなければならない。

- ① 受注者は、廃石綿セメント管が運搬されるまでの間、当該物を湿潤化させる等の措置を講じた後、十分な強度を有するプラスチック袋等でこん包するなど、石綿粉じんの発散防止を行うこと。また、容器または包装の見やすい箇所に、アスベスト廃棄物である旨表示すること。
- ② 廃石綿セメント管の収集運搬等に当たっては、廃石綿セメント管をこん包したプラスチック袋等の破損または石綿セメント管の破砕等により石綿を発散させないよう慎重に取り扱うこと。なお、プラスチック袋等の破損等により石綿の発散のおそれが生じた場合には、速やかに散水し、または覆いをかける等の措置を講じること。
- ③ 石綿粉じんが発散するおそれがある場合は、廃石綿セメント管の運搬車両の荷台に覆いをかけること。
- ④ 最終処分に当たっても、覆土するなど、石綿粉じんが発散することがないようにすること。

附 則

この施工要領は、平成17年8月1日から施行する。

この施工要領は、平成23年6月1日から施行する。

この施工要領は、平成27年4月1日から施行する。